

有害鳥獣被害防止設備設置事業補助金について

この補助金は、農林水産物に被害をもたらす野生鳥獣の侵入を防止するために設置する電気柵、ネット、防護柵等の費用及び設置に係る工賃の一部を市が補助するものです。

○補助を受けることができる方

- ・富士宮市内で農林水産業を営んでいるもの
- ・富士宮市内の田畑等に設置するもの

○補助金の額

補助の対象	電気柵、ネット等の材料費及び設置に係る工賃
補助金の額	補助対象費の1/2以内（千円未満切捨て） 〔補助対象費=材料費及び工賃－消費税－他機関補助金額〕
補助金の上限	同一年度内（1回限り）10万円

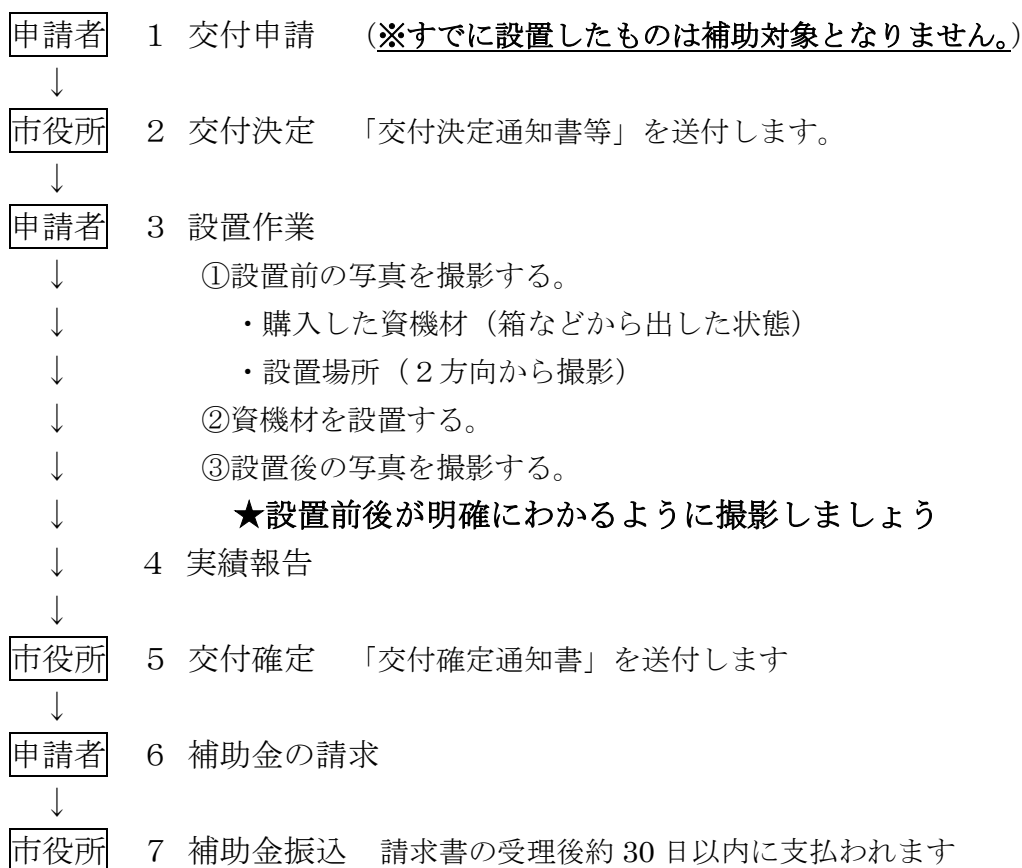
○注意事項

- ① **資材を購入、設置する前**に補助金の申請をしてください。
（既に着工している場合は申請を受理することができません。）
- ② 申請は同一年度内に1世帯（1事業所）につき1回限りとなります。
本補助金の交付を受けて設備が設置された場所に対し、再度交付を受けて設置する場合は、過去の申請から5年を空ける必要があります。
- ③ わな等の捕獲用資材の材料費及び設置費は補助対象外です。
- ④ 他の機関からの補助金は、市の補助金対象費から除外されます。

- ・予算がなくなりしだい、交付申請の受付を終了いたします。
 - ・申請前に照会していただくと、交付の可否や手続きがしやすいかと思われま
- す。

連絡先 富士宮市農業政策課
富士宮市弓沢町150番地
0544-22-1148

補助金申請のながれ



○ 手続きに必要な書類

1 交付申請に必要な書類

- ①補助金交付申請書
- ②設置場所の位置図
- ③見積書
- ④市税完納証明書（申請者本人のもの）（有料・入手先；市役所 1 階収納課）

2 完了報告に必要な書類

- ①補助事業実績報告書
- ②収支決算書
- ③写真（補助申請のながれ 3 で撮影したもの）
- ④購入した資機材の領収書

3 補助金の請求手続き

- ①請求書

（必要事項が明記されているか再確認を）